別紙1

（差しかえ 修正版）

規程・規則の改定に関する件

※改正案には赤字で修正および追記

1. 規程

(1) 大会運営規定 大会代議員選出基準の一部改定について

1） 委員会名の修正漏れ 男女平等参画推進委員会 → ジェンダー平等・多様性推進委員会

現 行	改 正 案
大会選出基準 <前略> 3. オブザーバー加盟、友好参加組織、特別参加組織、地協については、特別代議員1名、男女平等参画推進委員会は特別代議員2名とする。 <中略> 5. この基準は、1989 年 12 月 22 日より発効する。 (1) 2005 年 11 月 9 日 一部改正 (2) 2016 年 10 月 27 日 一部改正 (3) 2019 年 10 月 30 日 一部改正	大会選出基準 <前略> 3. オブザーバー加盟、友好参加組織、特別参加組織、地協については、特別代議員1名、ジェンダー平等・多様性推進委員会は特別代議員2名とする。 <中略> 5. この基準は、1989 年 12 月 22 日より発効する。 (1) 2005 年 11 月 9 日 一部改正 (2) 2016 年 10 月 27 日 一部改正 (3) 2019 年 10 月 30 日 一部改正 (4) 2022 年 8 月 5 日 一部改正

(2) 地方委員会運営規定 地方委員選出基準の一部改定について

1） 委員会名の修正漏れ 男女平等参画推進委員会 → ジェンダー平等・多様性推進委員会

現 行	改 正 案
地方委員選出基準 <前略> 3. オブザーバー加盟、特別参加組織、地協は、特別地方委員1名、男女共同参画推進委員会は特別地方委員2名とする。 <中略> 6. この基準は、1989 年 12 月 22 日より発効する。 (1) 2005 年 11 月 9 日 一部改正 (2) 2019 年 10 月 30 日 一部改正	地方委員選出基準 <前略> 3. オブザーバー加盟、特別参加組織、地協は、特別地方委員1名、ジェンダー平等・多様性推進委員会は特別地方委員2名とする。 <中略> 6. この基準は、1989 年 12 月 22 日より発効する。 (1) 2005 年 11 月 9 日 一部改正 (2) 2019 年 10 月 30 日 一部改正 (3) 2022 年 8 月 5 日 一部改正

2. 事務局規程

(1) 退職規則の改定について

『連合兵庫事務局規程集』

1) 「連合兵庫雇用役員・事務局員の2022年度の賃金改定」に伴う退職金規則に基づく退職金支給率の見直し(2022年6月3日開催の第4回執行委員会で確認済)

現　　行	改　正　案
<前略> 第9条(施行期日) この規則は、1990 年 3 月 28 日より実施する。 (1) <・・・~(8) 略> (9) 2021 年 6 月 4 日　一部改正 (第 11 回執行委員会確認)	<前略> 第9条(施行期日) この規則は、1990 年 3 月 28 日より実施する。 (1) <・・・~(8) 略> (9) 2021 年 6 月 4 日　一部改正 (第 11 回執行委員会確認) (10) 2022 年 6 月 3 日　一部改正 (第 4 回執行委員会確認)

退職金支給率表

勤続	定年支給率	自己都合支給率	勤続	定年支給率	自己都合支給率
3	1.53	0.77	23	26.52	21.22
4	2.60	1.30	24	27.78	22.22
5	3.86	2.32	25	29.04	23.23
6	5.12	3.07	26	30.30	24.24
7	6.37	3.82	27	31.56	28.40
8	7.63	4.58	28	32.82	29.54
9	8.89	5.33	29	34.08	32.38
10	10.15	6.09	30	35.34	35.34
11	11.41	6.85	31	36.41	36.41
12	12.67	8.87	32	37.47	37.47
13	13.93	9.75	33	38.54	38.54
14	15.19	10.63	34	39.60	39.60
15	16.45	11.52	35	40.67	40.67
16	17.71	12.40	36	41.64	41.64
17	18.97	13.28	37	42.61	42.61
18	20.23	16.18	38	43.57	43.57
19	21.49	17.19	39	44.55	44.55
20	22.75	18.20	40	44.93	44.93
21	24.01	19.21	41	45.32	45.32
22	25.26	20.21	42	45.71	45.71

(2) 就業規則の一部改定について

★『連合兵庫事務局規程集 ★a』
または、『地協再編に伴う一代限りの雇用対象者用 連合兵庫事務局規程集 ★b』

1) 文言の修正漏れ ①「事務局員」→「地協事務局員」★b
②「事務局長」→「地協事務局長」★b
③「才」→「歳」★a、★b

2) 条の修正および条の並びかえ 就業規則の第15条 → 第14条、第16条 → 第15条、★a、★b
第14条 → 第16条、★a、★b

3) 文言の削除 現行の網掛け部分を改正案では削除 ★a、★b

現　行	改 正 案
<第1章 第1条～3条、第2章 第4条・第5条　略> 第6条（出退勤管理） 事務局員は、出退勤時に自ら定められた方法で入力しなければならない。 第7条（遅刻、早退等） 事務局員が遅刻、早退等をする場合は、それぞれ次の手続きをしなければならない。<…略> 第8条（欠勤） 1. 事務局員が病気その他やむを得ない事由により欠勤する時は、あらかじめその理由と予定日数を事務局長に届出なければならない。 <…略> 第3章 休日および休暇、休職 <第9条（休日） 略> <第10条（年次有給休暇） 略> 第11条（慶弔休暇） 事務局員が次の各項に該当するときは、慶弔休暇を受けることができる。<…略> 第12条（特別休暇） 事務局員が次の各項に該当するときは、特別休暇を受けることができる。<…略> 第13条（リフレッシュ休暇） 事務局員が下記の勤続年数に達したときは、リフレッシュ休暇と別に定める慰労金を支給する。<・・・略> 第14条（休暇の取り扱い） 第10条、第11条、第12条、および第13条に定める休暇は出勤とみなし、有給扱いとする。 第15条（育児・介護休業） 地協事務局員は、別に定めるところにより、育児休業ならびに介護休業および子の看護休暇、介護休暇を受けることができる。 第16条（子の看護休暇・介護休暇） 事務局員は、別に定めるところにより、子の看護休暇・介護休暇を受けることができる。	<第1章 第1条～3条、第2章 第4条・第5条　略> 第6条（出退勤管理） 地協事務局員（★b）は、出退勤時に自ら定められた方法で入力しなければならない。 第7条（遅刻、早退等） 地協事務局員（★b）が遅刻、早退等をする場合は、それぞれ次の手続きをしなければならない。<…略> 第8条（欠勤） 1. 地協事務局員（★b）が病気その他やむを得ない事由により欠勤する時は、あらかじめその理由と予定日数を地協事務局長に届出なければならない。<…略> 第3章 休日および休暇、休職 <第9条（休日） 略> <第10条（年次有給休暇） 略> 第11条（慶弔休暇） 地協事務局員（★b）が次の各項に該当するときは、慶弔休暇を受けることができる。<…略> 第12条（特別休暇） 地協事務局員（★b）が次の各項に該当するときは、特別休暇を受けることができる。<…略> 第13条（リフレッシュ休暇） 地協事務局員（★b）が下記の勤続年数に達したときは、リフレッシュ休暇と別に定める慰労金を支給する。<・・・略> →（網掛け部分削除） 第14条（育児・介護休業） 事務局員（★a）は、別に定めるところにより、育児休業ならびに介護休業を受けることができる。 →（網掛け部分削除） 第15条（子の看護休暇・介護休暇） 地協事務局員（★b）は、別に定めるところにより、子の看護休暇・介護休暇を受けることができる。 第16条（休暇の取り扱い） 第10条、第11条、第12条、第13条、第14条に定める休暇は出勤とみなし、有給扱いとする。

<第17条 略>	<第17条 略>
第18条（健康保持の義務） 事務局員は、身らの健康保持に留意するとともに、毎年実施する健康診断を受けなければならない。	第18条（健康保持の義務） 地協事務局員（⋆b）は、身らの健康保持に留意するとともに、毎年実施する健康診断を受けなければならない。
<第4章 第19条～22条 略>	<第4章 第19条～22条 略>
第6章 採用および解雇 <第23条～第25条 略>	第6章 採用および解雇 <第23条～第25条 略>
第 26 条（定年） 事務局員が、満60才に達した月の末日をもって定年とする。	第 26 条（定年） 事務局員が、満60歳（⋆a、⋆b）に達した月の末日をもって定年とする。
第 27 条（再雇用） 地協事務局員は、60 才定年後、希望する者は再雇用できるものとする。再雇用に関する事項は、別に定める。	第 27 条（再雇用） 地協事務局員は、60 歳（⋆b）定年後、希望する者は再雇用できるものとする。再雇用に関する事項は、別に定める。
第 28 条（解雇） 事務局員が次の各号に該当するときは、解雇する。 <・・・略>	第 28 条（解雇） 地協事務局員（⋆b）が次の各号に該当するときは、解雇する。<・・・略>
第 29 条（解雇の制限） 1. 事務局員が業務上の負傷、疾病によって療養のため休業する期間および、その後の 30 日間は解雇しない。<・・・略>	第 29 条（解雇の制限） 1. 地協事務局員（⋆b）が業務上の負傷、疾病によって療養のため休業する期間および、その後の 30 日間は解雇しない。<・・・略>
第 30 条（解雇予告） 1. <略> 2. 事務局員を前項によって解雇する場合は、退職金のほか平均賃金の 30 日分の予告手当を支給する。	第 30 条（解雇予告） 1. <略> 2. 地協事務局員（⋆b）を前項によって解雇する場合は、退職金のほか平均賃金の 30 日分の予告手当を支給する。
第 31 条（退職手続き） 1. 事務局員が退職するときは、事務局長を経て会長に退職届を提出しなければならない。 <・・・略>	第 31 条（退職手続き） 1. 地協事務局員（⋆b）が退職するときは、事務局長を経て会長に退職届を提出しなければならない。<・・・略>
<第7章 第32条～第35条 略>	<第7章 第32条～第35条 略>
第 36 条（懲戒の手続） 1. 事務局員を懲戒処分するときは、執行委員会の議を経て会長が行う。 2. 事務局員が前項の処分に不服があるときは、会長に再審議を請求することができる。	第 36 条（懲戒の手続） 1. 地協事務局員（⋆b）を懲戒処分するときは、執行委員会の議を経て会長が行う。 2. 地協事務局員（⋆b）が前項の処分に不服があるときは、会長に再審議を請求することができる。
<第 37 条 略>	<第 37 条 略>
第8章 慶弔、贈与、見舞	第8章 慶弔、贈与、見舞
第 38 条（慶弔見舞金） 事務局員の慶弔、被災、傷病に対して、別に定めるところにより慶弔見舞金を贈与する。	第 38 条（慶弔見舞金） 地協事務局員（⋆b）の慶弔、被災、傷病に対して、別に定めるところにより慶弔見舞金を贈与する。
第9章 付 則 <第 39 条 略>	第9章 付 則 <第 39 条 略>

第 41 条（改廃） この規則の改廃は、執行委員会の議を経なければならない。 第 41 条（施行期日） この規則は 1990 年 3 月 28 日より施行する。 （1）1996 年 12 月 1 日 一部改正 （2）2003 年 11 月 26 日 一部改正 （3）2015 年 10 月 30 日 一部改正 （4）2016 年 10 月 7 日 一部改正 （5）2019 年 10 月 30 日 一部改正	第40条（★α）（改廃） この規則の改廃は、執行委員会の議を経なければならない。 第 41 条（施行期日） この規則は 1990 年 3 月 28 日より施行する。 （1）1996 年 12 月 1 日 一部改正 （2）2003 年 11 月 26 日 一部改正 （3）2015 年 10 月 30 日 一部改正 （4）2016 年 10 月 7 日 一部改正 （5）2019 年 10 月 30 日 一部改正 （6）2022 年 4 月 1 日 一部改正

（3）給与規則の一部改定について

『地協再編に伴う一代限りの雇用対象者用 連合兵庫事務局規程集』

1） 文言の修正漏れ ①「事務局員」→「地協事務局員」
②「才」→「歳」

2） 文言の削除 現行の網掛け部分を改正案では削除

現 行	改 正 案
<第1章 第1条・第2条 略> 第2章 給 与 第3条（給与の種類） 事務局員の給与の種類は、次のとおりとする。 <・・・略> <第4条・第5条 略> 第6条（給与の計算期間と支払方法） 給与計算期間と支払日は次のとおりとする。 1. 前月の 16 日から当月の 15 日までを給与計算期間とし、毎月 20 日に支払う。 ただし、20 日が休日の場合は、前日に繰り上げる。 なお、時間給制を選択した者については、支払日を 25 日とする。 2. 就業規則第5条第2項により時間短縮を行ったものは、勤務日数・勤務時間により按分する。 なお、時間給制を選択した者は、雇用契約を優先する。 <・・・略> <第7条・第8条 略> 第9条（扶養手当） 扶養手当は、次の区分により支払う。<・・・略> 扶養者は次のとおりとする。 （1） 配偶者 （2） 年齢 60 才以上の直系尊属 （3） 年齢 18 才未満および在学中の子女、兄弟 <第 10 条～第13条 略> 第 14 条（一時金の支払方法） 地協事務局員の一時金は、「基準内給与×支給月	<第1章 第1条・第2条 略> 第2章 給 与 第3条（給与の種類） 地協事務局員の給与の種類は、次のとおりとする。 <・・・略> <第4条・第5条 略> 第6条（給与の計算期間と支払方法） 給与計算期間と支払日は次のとおりとする。 1. 前月の 16 日から当月の 15 日までを給与計算期間とし、毎月 20 日に支払う。 ただし、20 日が休日の場合は、前日に繰り上げる。 →（網掛け部分削除） 2. 就業規則第5条第2項により時間短縮を行ったものは、勤務日数・勤務時間により按分する。 →（網掛け部分削除） <・・・略> <第7条・第8条 略> 第9条（扶養手当） 扶養手当は、次の区分により支払う。<・・・略> 扶養者は次のとおりとする。 （1） 配偶者 （2） 年齢 60 歳以上の直系尊属 （3） 年齢 18 歳未満および在学中の子女、兄弟 <第 10 条～第13条 略> 第 14 条（一時金の支払方法） 地協事務局員の一時金は、「基準内給与×支給月

数」とし、支払日に在籍する者に対し原則として6月と12月に支払う。 ただし、時間給制を選択した者については、雇用契約による一時金を支給する。 <第15条～第17条 略>	数」とし、支払日に在籍する者に対し原則として6月と12月に支払う。 →（網掛け部分削除） <第15条～第17条 略>
第3章　役職および考課 第18条（役職および手当） 役員推薦委員会の議を経て、事務局員が次の役職に就いた場合、役職手当を支給する。ただし、派遣者は除く。<・・・略> <第19条 略>	第3章　役職および考課 第18条（役職および手当） 役員推薦委員会の議を経て、地協事務局員が次の役職に就いた場合、役職手当を支給する。ただし、派遣者は除く。<・・・略> <第19条 略>
第4章　欠勤、休職中等の給与 第20条（欠勤、休職中等の給与） 事務局員の欠勤、休職中の給与は第3条の規定にかかわらず次の各号に該当するときは、それぞれの定めにより支払う。<・・・略>	第4章　欠勤、休職中等の給与 第20条（欠勤、休職中等の給与） 地協事務局員の欠勤、休職中の給与は第3条の規定にかかわらず次の各号に該当するときは、それぞれの定めにより支払う。<・・・略>
第5章　付則 <第21条 略> 第22条（施行期日） この規則は2020年1月1日より施行する。 （1）2021年4月1日　一部改正	第5章　付則 <第21条 略> 第22条（施行期日） この規則は2020年1月1日より施行する。 （1）2021年4月1日　一部改正 （2）2022年4月1日　一部改正

（4）旅費規則の改定について

★『連合兵庫事務局規程集 ⋆a』
または、『地協再編に伴う一代限りの雇用対象者用 連合兵庫事務局規程集 ⋆b』

1）　文言の修正漏れ　①「請求しが承認」→「請求し事務局長が承認」⋆b
②「役職員」→「地協役職員」⋆b
③第11条「ただし、事務局員は支給しない。」→「専従の役職員・・・」⋆a
④第11条の「ただし、・・・」追記 ⋆b

現　行	改正案
<第1章 第1条～9条 略> 第10条（宿泊費） 業務のため宿泊を要する場合は、次の区分により泊数に応じて宿泊費を支給する。 1．一泊につき 10,000 円支給する。 ただし、やむを得ない事由によりこれを超過した場合は領収書を添えて請求しが承認した場合のみその実費を支給する。<・・・略>	<第1章 第1条～9条 略> 第10条（宿泊費） 業務のため宿泊を要する場合は、次の区分により泊数に応じて宿泊費を支給する。 1．一泊につき 10,000 円支給する。 ただし、やむを得ない事由によりこれを超過した場合は領収書を添えて請求し地協事務局長（⋆b）が承認した場合のみその実費を支給する。 <・・・略>
第3章 会議出席補助 第11条（⋆a）（会議出席補助費） 連合兵庫が主催する次の会議に出席した場合、会	第3章 会議出席補助 第11条（⋆a）（会議出席補助費） 連合兵庫が主催する次の会議に出席した場合、会

議出席交通費補助として一律に 3,000 円の会議出席補助費を支給することとし、会議の範囲は次のとおりとする。 ただし、事務局員は支給しない。 執行委員会 三役会議 専門委員会 部門連絡会 各種委員会	議出席交通費補助として一律に 3,000 円の会議出席補助費を支給することとし、会議の範囲は次のとおりとする。 ただし、専従の役職員（⋆a）は支給しない。 執行委員会 三役会議 専門委員会 部門連絡会 各種委員会
第 11 条（⋆b）（会議出席補助費） 地協が主催する会議に出席した場合、会議出席交通費補助費とし、連合兵庫旅費規則第 11 条（会議出席補助費）を基準とし、3,000 円を上限とする。なお、会議の範囲については、別に定める。	第 11 条（⋆b）（会議出席補助費） 地協が主催する会議に出席した場合、会議出席交通費補助費とし、連合兵庫旅費規則第 11 条（会議出席補助費）を基準とし、3,000 円を上限とする。なお、会議の範囲については、別に定める。ただし、専従の地協役職員は支給しない。（⋆b）
＜第4章 第 12 条 略＞	＜第4章 第 12 条 略＞
第5章 補 則	第5章 補 則
第 13 条（旅費の仮払および精算） 出張を命ぜられた役職員に対しては、出発前に概算によって旅費の仮払いをすることができる。 1. 前項によって旅費の仮払いを受けた役職員は、帰省後すみやかに精算しなければならない。	第 13 条（旅費の仮払および精算） 出張を命ぜられた地協役職員（⋆b）に対しては、出発前に概算によって旅費の仮払いをすることができる。 1. 前項によって旅費の仮払いを受けた地協役職員（⋆b）は、帰省後すみやかに精算しなければならない。
＜第 14 条～第16条 略＞	＜第 14 条～第16条 略＞
第6章 付 則 ＜第 17 条 略＞	第6章 付 則 ＜第 17 条 略＞
第 18 条（実施期日） この規則は、2020 年 1 月 1 日より施行する。 （1）2021 年 4 月 1 日 改正	第 18 条（実施期日） この規則は、2020 年 1 月 1 日より施行する。 （1）2021 年 4 月 1 日 改正 （2）2022 年 4 月 1 日 改正

（5）事務局員再雇用規則の改正について

『地協再編に伴う一代限りの雇用対象者用 連合兵庫事務局規程集』

1） 文言の削除 現行の網掛け部分を改正案では削除

2） 文言の修正漏れ ①「才」 →「歳」

②「就業規則」 →「連合兵庫就業規則」

現 行	改 正 案
＜第1条 略＞	＜第1条 略＞
第2条（再雇用と契約期間） 就業規則第 26 条（定年）の定めにより定年退職した地協事務局員は、高齢者雇用安定法第 9 条に基づき、第 3 条に定められた基準に該当した者につい	第2条（再雇用と契約期間） 就業規則第 26 条（定年）の定めにより定年退職した地協事務局員は、高齢者雇用安定法第 9 条に基づき、第 3 条に定められた基準に該当した者につい

ては、法附則第 4 条に基づき再雇用することができる。 契約期間の最長は、公的年金（満額）支給開始年齢（最長 65 才）までとする。 ただし、2021 年 4 月時点で満 65 才を超過している雇用者については、2021 年 12 月末まで雇用を継続することができる。 <第3条～第 6 条 略> 第7条（勤務時間等） （1）勤務時間は、担当業務および本人意向などを含め別途決定する。 （2）勤務地については、原則、退職前の勤務地とする。 （3）休日、休暇は、就業規則を適用する。 付 則 <第8条 略> 第9条（施行期日） この規則は、2020 年 1 月 1 日から施行する。 （1）2021 年 4 月 1 日 一部改正	ては、法附則第 4 条に基づき再雇用することができる。 契約期間の最長は、公的年金（満額）支給開始年齢（最長 65 歳）までとする。 → （網掛け部分削除） <第3条～第 6 条 略> 第7条（勤務時間等） （1）勤務時間は、担当業務および本人意向などを含め別途決定する。 （2）勤務地については、原則、退職前の勤務地とする。 （3）休日、休暇は、連合兵庫就業規則を適用する。 付 則 <第8条 略> 第9条（施行期日） この規則は、2020 年 1 月 1 日から施行する。 （1）2021 年 4 月 1 日 一部改正 （2）2022 年 4 月 1 日 一部改正

（6）育児・介護休業制度に関する規則の改正について

★『連合兵庫事務局規程集 ⋆a』
または、『地協再編に伴う一代限りの雇用対象者用 連合兵庫事務局規程集 ⋆b』

1）	文言の削除	現行の網掛け部分を改正案では削除
2）	条文の修正	育児・介護休業法の改正 『出生時育児休業』
3）	文言の修正漏れ	①「才」 → 「歳」 ②「事務局員」 → 「地協事務局員」 ③「規定」 → 「規程」
4）	文言の修正および追記	「半日単位の取得」 → 「時間単位の取得」 ⋆a 第17条・第21条「時間単位の取得」追記 ⋆b

現 行	改 正 案
第1章 育児休業制度 第1条（目的） 生後満1才未満の乳児を育てる子を育てる事務局員について、育児休業制度を設け、勤務の円滑な継続化をはかる。 第2条（対象者） 生後満1才未満の子を育てる事務局員とする。 また、父母がともに育児休業を取得する場合は、1才2か月未満の子を育てる事務局員とする。なお、父親が子の出産後 8 週間以内に育児休業を取得した場合、再度の育児休業の取得を可能とする。	第1章 育児休業制度 第1条（目的） 生後満1歳（⋆b）未満の子を育てる事務局員について、育児休業制度を設け、勤務の円滑な継続化をはかる。 → （第1条の網掛け部分削除） 第2条（対象者） 生後満1歳（⋆b）未満の子を育てる事務局員とする。 育児休業は 2 回まで分割取得ができ、父母がともに育児休業を取得する場合は、1歳（⋆b）2か月に達するまで延長できる。（ただし、父母それぞれの休業期間は最長1年間） また、通常の育児休業とは別に出生時育児休業と

	して父親は、子の出生後 8 週間以内に 4 週間（28日）の育児休業を取得できる。取得は、2 回まで分割可能とする。 → （第2条の網掛け部分削除）
第3条（休業期間） 次に該当する場合は、子が 1 才 6 か月に達するまでの間、育児休業をすることができる。 （1）保育所に入所を希望しているが、入所できない場合。 （2）子の養育を行っている配偶者であって、1 才以降子を養育する予定であったその配偶者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合。 また、父母がともに育児休業を取得する場合は、休業期間を最長 1 年とする。	第3条（休業期間） 次に該当する場合は、子が 1 歳（⋆b）6 か月に達するまでの間、育児休業をすることができる。 （1）保育所に入所を希望しているが、入所できない場合。 （2）子の養育を行っている配偶者であって、1 歳（⋆b）以降子を養育する予定であったその配偶者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合。 → （網掛け部分削除）
第4条（申し出期間の変更） 育児休業の期間を短縮または延長しようとする事務局員は、変更を希望する日の 1 週間前までに、申し出なければならない。	第4条（申し出期間の変更） 育児休業の期間を短縮または延長しようとする地協事務局員（⋆b）は、変更を希望する日の 1 週間前までに、申し出なければならない。
＜第5条～第6条 略＞	＜第5条～第6条 略＞
第2章 介護休業制度	第2章 介護休業制度
第7条（目的） 家族の介護を必要とする事務局員について、介護休業制度を設け、勤務の円滑な継続化をはかる。	第7条（目的） 家族の介護を必要とする地協事務局員（⋆b）について、介護休業制度を設け、勤務の円滑な継続化をはかる。
第8条（対象者） 疾病等により療養上や日常生活の世話など、常時介護を必要とする家族を抱える事務局員とする。	第8条（対象者） 疾病等により療養上や日常生活の世話など、常時介護を必要とする家族を抱える地協事務局員（⋆b）とする。
第9条（対象家族の範囲） 原則として、事務局員または配偶者の父母、祖父母、および事務局員の配偶者、子、孫、兄弟姉妹とする。	第9条（対象家族の範囲） 原則として、地協事務局員（⋆b）または配偶者の父母、祖父母、および地協事務局員（⋆b）の配偶者、子、孫、兄弟姉妹とする。
＜第 10 条～第 11 条 略＞	＜第 10 条～第 11 条 略＞
第 12 条（申し出） 介護休業制度を利用しようとする事務局員は、原則として開始予定日の 1 週間前までに、医師等の証明書を添えて申し出なければならない。	第 12 条（申し出） 介護休業制度を利用しようとする地協事務局員（⋆b）は、原則として開始予定日の 1 週間前までに、医師等の証明書を添えて申し出なければならない。
第 13 条（申し出期間の変更） 介護休業の期間を短縮または延長しようとする事務局員は、変更を希望する日の 1 週間前までに、申し出なければならない。	第 13 条（申し出期間の変更） 介護休業の期間を短縮または延長しようとする地協事務局員（⋆b）は、変更を希望する日の 1 週間前までに、申し出なければならない。
＜第 14 条 略＞	＜第 14 条 略＞
第3章 子の看護休暇制度	第3章 子の看護休暇制度
第 15 条（目 的） 小学校就学前の子を育てる事務局員について、看護休暇制度を設け、勤務の円滑な継続化をはかる。	第 15 条（目 的） 小学校就学前の子を育てる地協事務局員（⋆b）について、看護休暇制度を設け、勤務の円滑な継続化をはかる。

第 16 条（対象者） 小学校就学前の子を育てる事務局員とする。 第 17 条（看護休暇の期間） 小学校就学前の子が1人の場合は、1 年に5日までとする。また、小学校就学前の子が2人以上の場合は、1年に 10 日までとする。 （⋆a）ただし、取得は半日単位も可能とする。 第 18 条（申し出） 子の看護休暇制度を利用しようとする事務局員は、文書もしくは口頭で申し出なければならない。 第4章 介護休暇制度 第 19 条（目 的） 家族の介護を必要とする事務局員について、介護休暇制度を設け、勤務の円滑な継続化をはかる。 <第 20 条 略> 第 21 条（介護休暇の期間） 対象家族が1人の場合は、1年に5日までとする。また、対象家族が2人以上の場合は、1年に 10 日までとする。 （⋆a）ただし、取得は半日単位も可能とする。 第 22 条（申し出） 介護休暇制度を利用しようとする事務局員は、文書もしくは口頭で申し出なければならない。 第5章 短時間勤務制度 第 23 条（目 的） 育児休業制度ならびに介護休業制度の対象となる事務局員に対して、短時間勤務制度を設け、当該事務局員の勤務の負担軽減をはかり、勤務の継続化をはかる。 第 24 条（対象者） 育児休業制度ならびに介護休業制度の対象者であって休業を取得しない事務局員とする。 第 25 条（適用期間と勤務時間） 1. 適用期間は、育児にあっては子が満3才に達するまでの期間、介護にあっては一疾病1年間を限度として、本人から申し出のあった期間とする。 2. 勤務時間については、就業規則に定める就業時間の範囲内で、当該事務局員からの申し出のあった時間帯とする。ただし、その限度については次のとおりとする。 （1）<略> （2）介護にあっては、1日当たりの勤務時間の短	第 16 条（対象者） 小学校就学前の子を育てる地協事務局員（⋆b）とする。 第 17 条（看護休暇の期間） 小学校就学前の子が1人の場合は、1 年に5日までとする。また、小学校就学前の子が2人以上の場合は、1年に 10 日までとする。 （⋆a）ただし、時間単位の取得も可能とする。 （⋆b）ただし、時間単位の取得も可能とする。 第 18 条（申し出） 子の看護休暇制度を利用しようとする地協事務局員（⋆b）は、文書もしくは口頭で申し出なければならない。 第4章 介護休暇制度 第 19 条（目 的） 家族の介護を必要とする地協事務局員（⋆b）について、介護休暇制度を設け、勤務の円滑な継続化をはかる。 <第 20 条 略> 第 21 条（介護休暇の期間） 対象家族が1人の場合は、1年に5日までとする。また、対象家族が2人以上の場合は、1年に 10 日までとする。 （⋆a）ただし、時間単位の取得も可能とする。 （⋆b）ただし、時間単位の取得も可能とする。 第 22 条（申し出） 介護休暇制度を利用しようとする地協事務局員（⋆b）は、文書もしくは口頭で申し出なければならない。 第5章 短時間勤務制度 第 23 条（目 的） 育児休業制度ならびに介護休業制度の対象となる地協事務局員（⋆b）に対して、短時間勤務制度を設け、当該地協事務局員（⋆b）の勤務の負担軽減をはかり、勤務の継続化をはかる。 第 24 条（対象者） 育児休業制度ならびに介護休業制度の対象者であって休業を取得しない地協事務局員（⋆b）とする。 第 25 条（適用期間と勤務時間） 1. 適用期間は、育児にあっては子が満3歳（⋆a、⋆b）に達するまでの期間、介護にあっては一疾病1年間を限度として、本人から申し出のあった期間とする。 2. 勤務時間については、就業規則に定める就業時間の範囲内で、当該地協事務局員（⋆b）からの申し出のあった時間帯とする。ただし、その限度については次のとおりとする。 （1）<略> （2）介護にあっては、1日当たりの勤務時間の短

縮を希望する事務局員は1時間を単位に1日4時間、週の特定日の休務を希望する事務局員は週2日を限度とする。 <第 26 条 略> 第6章 所定労働時間外労働の免除・制限 第 27 条（育児のための所定外労働の免除） 3才に満たない子を養育する事務局員が、当該子を養育するために申し出た場合には、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働させることはない。 第 28 条（育児・介護のための所定労働時間外労働の制限） 小学校就学前の子を養育する事務局員が当該子を養育するため、または要介護状態にある家族を介護する事務局員が当該家族を介護するために申し出た場合には、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、1か月について 24 時間、1年について 150 時間を越えて所定労働時間外労働をさせることはない。 第7章 付 則 第 29 条（育児時間の扱い） 1日の育児時間（1日30分＝2回、有給）については、男女事務局員とも適用する。また、申し出により、さらに60分を範囲として育児時間を延長できるものとする。ただし、延長部分については、1日の所定労働時間との割合いで基本賃金を按分控除する。 <第30条 略> 第 31 条（施行期日） この規則は 1991 年 12 月 6 日より施行する。 （1）1996 年 12 月 1 日 一部改正 （2）2005 年 11 月 9 日 一部改正 （3）2015 年 10 月 30 日 一部改正 （4）2019 年 10 月 30 日 一部改正	縮を希望する地協事務局員（⋆b）は1時間を単位に1日4時間、週の特定日の休務を希望する地協事務局員（⋆b）は週2日を限度とする。 <第 26 条 略> 第6章 所定労働時間外労働の免除・制限 第 27 条（育児のための所定外労働の免除） 3歳（⋆b）に満たない子を養育する地協事務局員（⋆b）が、当該子を養育するために申し出た場合には、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働させることはない。 第 28 条（育児・介護のための所定労働時間外労働の制限） 小学校就学前の子を養育する地協事務局員（⋆b）が当該子を養育するため、または要介護状態にある家族を介護する地協事務局員（⋆b）が当該家族を介護するために申し出た場合には、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、1か月について 24 時間、1年について 150 時間を越えて所定労働時間外労働をさせることはない。 第7章 付 則 第 29 条（育児時間の扱い） 1日の育児時間（1日30分＝2回、有給）については、男女の地協事務局員（⋆b）とも適用する。また、申し出により、さらに60分を範囲として育児時間を延長できるものとする。ただし、延長部分については、1日の所定労働時間との割合いで基本賃金を按分控除する。 <第30条 略> 第 31 条（施行期日） この規則は 1991 年 12 月 6 日より施行する。 （1）1996 年 12 月 1 日 一部改正 （2）2005 年 11 月 9 日 一部改正 （3）2015 年 10 月 30 日 一部改正 （4）2019 年 10 月 30 日 一部改正 （5）2022 年 4 月 1 日 一部改正

(7) 事務局災害補償規程の一部改正について

『地協再編に伴う一代限りの雇用対象者用 連合兵庫事務局規程集』

1） 文言の修正漏れ ①「事務局員」→「地協事務局員」
②「規定」→「規程」

現 行	改 正 案
第1章 総 則 第1条（目 的） この規程は、事務局員が、業務上の事由または通勤	第1章 総 則 第1条（目 的） この規程は、地協事務局員が、業務上の事由または

途上災害により被った身体の障害（負傷または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含む）に対して、連合兵庫が行なう補償について定める。また、業務遂行に起因する行政・司法処分に対する救済について定める。	通勤途上災害により被った身体の障害（負傷または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含む）に対して、連合兵庫が行なう補償について定める。また、業務遂行に起因する行政・司法処分に対する救済について定める。
第2条（補償の範囲） 1. 事務局員が業務上の事由により身体の障害を被った場合には、その遺族に対して、次の各号に定める補償を行なう。<・・・略>	第2条（補償の範囲） 1. 地協事務局員が業務上の事由により身体の障害を被った場合には、その遺族に対して、次の各号に定める補償を行なう。<・・・略>
第2章 法定外災害補償 <第3条～第5条 略>	第2章 法定外災害補償 <第3条～第5条 略>
第6条（補償の制限） 1. 事務局員本人の故意または重大な過失によって身体の障害を被った場合、および正当な理由なく療養の指示に従わず身体の障害の程度を増進させ、もしくはその回復を妨げたときは、法定外補償の全部または一部を行わないことがある。 2. 事務局員本人が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転している間に生じた身体の障害については、法定外補償を行わない。	第6条（補償の制限） 1. 地協事務局員本人の故意または重大な過失によって身体の障害を被った場合、および正当な理由なく療養の指示に従わず身体の障害の程度を増進させ、もしくはその回復を妨げたときは、法定外補償の全部または一部を行わないことがある。 2. 地協事務局員本人が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転している間に生じた身体の障害については、法定外補償を行わない。
<第7条 略>	<第7条 略>
第8条（法定外遺族補償） 事務局員が業務上の事由または通勤途上災害により死亡した場合は、法定外遺族補償として 2,000 万円を支給する。	第8条（法定外遺族補償） 地協事務局員が業務上の事由または通勤途上災害により死亡した場合は、法定外遺族補償として 2,000 万円を支給する。
第3章 行政・司法処分に対する救済 <第9条～第12条 略>	第3章 行政・司法処分に対する救済 <第9条～第12条 略>
第5章 付 則	第5章 付 則
第 13 条（補償を受ける権利） 事務局員は災害補償を受ける権利を譲渡することはできない。	第 13 条（補償を受ける権利） 地協事務局員は災害補償を受ける権利を譲渡することはできない。
<第 14 条 略>	<第 14 条 略>
第 15 条（規定の改廃） この規定は、連合兵庫執行委員会の議を経なければ改廃することができない。	第 15 条（規程の改廃） この規定は、連合兵庫執行委員会の議を経なければ改廃することができない。
第 16 条（規定の実施） この規定は 2020 年 1 月 1 日より実施する。 （1）2021 年 4 月 1 日 一部改正	第 16 条（規程の実施） この規定は 2020 年 1 月 1 日より実施する。 （1）2021 年 4 月 1 日 一部改正 （2）2022 年 4 月 1 日 一部改正